

## MARINE SAFETY ADVISORY No. 04-22J

**To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations**

**Subject: INDONESIAN NAVAL ARRESTS OF COMMERCIAL VESSELS EAST OF SINGAPORE**

**Date: 25 January 2022**

弊局は、主にシンガポール海峡、及びインドネシア本島の東側で増えている船舶の（インドネシア海軍による）拘留について（調査）確認を行いました。現地インドネシア海軍によりますと、全ての拘留は特定海域における船舶の（目的地を目指していない）浮浪で、（対象は）錨泊、ドリフティング、エンジン修理、漁労、（海上）検査、及びその他の理由（による本船の動向）を含みます。

拘留後、該当船はインドネシア海軍監視の下、最寄りのインドネシア港（多くはバタム）へ向かわされ、到着後該当船職員は当地海軍事務所です問を受けます。本船の（拘束による）運航時間の遅れ幅は、当事者同士（運航者と海軍）の交渉の進捗状況に拠るようですが、本船の解放に際しては運航者に重い罰金が課せられます。

多くの拘留が起こっている海域は、今までの事例から、凡そビントラン島プラウビントラン北東部タンジュンベラキットを起点に半径65海里でコンパス方位20°から120°（within an arc of some 100° from base point Tanjung Berakit (1°13' N, 104°34.5' E) on the northeast point of Pulau Bintan just east of Singapore Strait, between 020° T to 120° T and 65 nautical miles in any direction within that arc)までの扇型の中になります。

弊局は、上記海域を航行予定の船舶が（このインドネシア海軍の動向に）細心の注意を払うことを強く推奨します。（同海域内）航行前にP&IクラブSPICA社現地特派員より追加情報入手し（安航を心がけ）てください。この拘留はインドネシア海軍命令によるもので拘留後の解決策には限りがあります。

注）本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。